

令和3年第2回定例会9月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 7 1 号 令和 3 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）専決処分につき承認を求めること
- 〃 第 7 2 号 明石市住民投票条例制定のこと
- 〃 第 7 3 号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと
- 〃 第 7 4 号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 5 号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 6 号 明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 7 号 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 8 号 令和 3 年度明石市一般会計補正予算（第 6 号）
- 〃 第 7 9 号 （仮称）南畑歩道橋桁製作ほか工事請負契約のこと
- 〃 第 8 0 号 損害賠償額決定のこと
- 〃 第 8 1 号 明石市立知的障害児通園療育施設及び明石市立ゆりかご園に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 8 2 号 令和 2 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 9 件
- 〃 第 9 1 号
- 〃 第 9 2 号 令和 2 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 9 3 号 令和 2 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 1 2 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 1 3 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 4 号 一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 5 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 2 年度決算）報告のこと
- 〃 第 1 6 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

議案第 7 1 号

令和3年度明石市一般会計補正予算（第5号）専決処分
につき承認を求めること

市民全員・飲食店サポート事業に係る経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により措置したため、同条第3項の規定に基づきその承認を求めるもの。

〔 補正額 1,715,000 千円 補正後 123,310,953 千円 〕

歳 入

地方交付税	725,208 千円	普通交付税	725,208 千円
国庫支出金	370,874 千円	総務費国庫補助金	370,874 千円
		<small>（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）</small>	
繰入金	872,740 千円	財政基金繰入金	872,740 千円
市債	△253,822 千円	臨時財政対策債	△253,822 千円

歳 出

補助費等	1,715,000 千円	市民全員・飲食店サポート事業費	1,715,000 千円
		<small>（市民1人あたり5千円分の利用券を交付）</small>	

1 要 旨

明石市自治基本条例に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 住民投票の対象事項について規定

住民投票の対象事項は、将来にわたって本市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

イ 住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(2) 投票資格者について規定

投票資格者は、年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(3) 住民投票の請求手続等について規定

投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。

(4) 住民投票の形式について規定

二者択一で賛否を問う形式とし、市長が必要と認めたときは、例外として、3 以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。

(5) 署名等の収集について規定

ア 請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等を求めることとする（押印は不要）。

イ 署名等の収集期間は、2 月以内とする。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

旧優生保護法により、強制的に不妊手術及び人工妊娠中絶をされた被害者並びにその配偶者（以下「被害者等」という。）に寄り添い、必要な施策を推進するとともに、差別を許さないまちづくりを一層推進するため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 被害者等の支援に係る基本理念について規定

被害者等の支援は、旧優生保護法の規定及びこれに基づく優生手術等の措置が、被害者等に対し、生涯にわたり被害を与える著しい人権侵害であったという基本的認識のもと実施しなければならない。

(2) 被害者等の支援に係る市の責務及び市民等の役割について規定

(3) 市が実施する支援について規定

ア 被害者等への情報提供及び相談窓口の設置

イ 旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置

ウ すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することの重要性等についての理解を深めるための施策

エ 被害者等への支援金（300万円）の支給

(4) (3)エに掲げる支援金の支給要件等を審査するための旧優生保護法被害認定審査会の設置について規定

3 施行期日

令和3年10月1日

1 要 旨

本市の人口増加、高齢化の進展等に伴い、救急災害出動体制等を充実させるため、消防職員の定数を改めようとするもの。

2 内 容

消防職員の定数を 2 3 8 人から 2 6 4 人に改める（2 6 人の増）。

（増員数の内訳）

内 容	人 数
江井島分署における消防隊及び救急隊の兼務解消	1 0 人
救急災害出動体制の充実	1 0 人
予防査察体制の強化	2 人
情報指令体制の強化及び勤務体制の見直し	4 人
合 計	2 6 人

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

令和3年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税に係る課税体系を見直すことのほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 軽自動車税の課税体系の見直し

ア 軽自動車税の環境性能割の税率区分の改正

税率を定めるに当たり適用する区分を、新たなエネルギー消費効率（以下「燃費基準」という。）を用いたものとするほか、臨時的軽減措置の適用を受けられる期間を9月延長し、令和3年12月31日までとする。

(現行)

対象車		自家用	営業用
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む。)	<u>2020年度燃費基準+10%達成</u>	非課税	非課税
	<u>2020年度燃費基準達成</u>	1%（0%）	0.5%
	<u>2015年度燃費基準+10%達成</u>	2%（1%）	1%
上記以外		2%	2%

※ 臨時的軽減措置の適用を受けた軽自動車については、括弧内の税率とする。

(改正)

対象車		自家用	営業用
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む。) ※ <u>2020年度燃費基準達成車に限る。</u>	<u>2030年度燃費基準75%達成</u>	非課税	非課税
	<u>2030年度燃費基準60%達成</u>	1%（0%）	0.5%
	<u>2030年度燃費基準55%達成</u>	2%（1%）	1%
上記以外		2%	2%

※ 臨時的軽減措置の適用を受けた軽自動車については、括弧内の税率とする。

イ 軽自動車の種別割の税率に係る軽減措置の延長

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に係る種別割を軽減するグリーン化特例について、軽減割合の適用区分を新たな燃費基準を用いたものとするほか、その適用を受けられる期間を2年延長し、令和5年3月31日までとする。

(現行)

対象車			軽減割合	
			自家用	営業用
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車			75%軽減	75%軽減
ガソリン車（ハイブリッド車を含む。）	乗用車	<u>2020年度燃費基準</u> <u>+30%達成</u>	<u>50%軽減</u>	50%軽減
		<u>2020年度燃費基準</u> <u>+10%達成</u>	<u>25%軽減</u>	25%軽減
	軽貨物	<u>2015年度燃費基準</u> <u>+35%達成</u>	<u>50%軽減</u>	<u>50%軽減</u>
		<u>2015年度燃費基準</u> <u>+15%達成</u>	<u>25%軽減</u>	<u>25%軽減</u>

※ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得した軽自動車に限る。
(改正)

対象車			軽減割合	
			自家用	営業用
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車			75%軽減	75%軽減
ガソリン車（ハイブリッド車を含む。）	乗用車	<u>2030年度燃費基準</u> <u>90%達成</u>	<u>軽減なし</u>	50%軽減
		<u>2030年度燃費基準</u> <u>70%達成</u>		25%軽減
	軽貨物	—		<u>軽減なし</u>
		—		

※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車に限る。

(2) 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長

所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除の控除額を個人の市町村民税から控除する特例措置を、令和4年12月31日（現行：令和3年12月31日）までに対象となる住宅に入居した者が受けられるようにする。

(3) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードを発行する主体が、市区町村から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に変更されたため、当該カードの再交付に係る本市の手数料を廃止しようとするもの。

2 内 容

個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する。

（今後、個人番号カードの再交付に係る手数料は機構の歳入となるが、機構との委託契約に基づき引き続き本市が徴収する。）

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「ワクチン接種」という。）を希望する全ての市民が、安心して接種を受けるために市が実施する支援について定めるとともに、接種を受けていない者に対する差別的取扱い等を禁止しようとするもの。

2 内 容

(1) ワクチン接種における合理的な配慮の実施

市は、障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その者の意向を尊重しながら、その特性に応じた合理的な配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するものとする。

(2) ワクチン未接種者に対する差別的取扱い等の禁止

ワクチン接種を受けていないことを理由とする不当な差別的取扱いその他の権利利益を侵害する行為を禁止する。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化のための経費や、入院患者の医療費、小中高等学校の修学旅行を中止した場合のキャンセル料の助成、あかし支え合い基金への積立金のほか、ハザードマップ改訂経費、水上オートバイ監視カメラ等設置ほか投資的経費、国県補助金精算等償還金、財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、繰越金、国庫支出金等を追加するもの。

また、併せて、ハザードマップ改訂事業、保育所及び小学校の給食調理業務委託に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 1,721,147 千円 補正後 125,032,100 千円 〕

歳 入

国庫支出金	145,542 千円	衛生費国庫負担金	108,000 千円
		土木費国庫補助金	34,000 千円
		商工費国庫補助金	3,542 千円
県支出金	10,000 千円	農林水産業費県補助金	10,000 千円
寄附金	10,000 千円	総務費寄附金	10,000 千円
繰越金	1,483,500 千円	前年度繰越金	1,483,500 千円
諸収入	2,505 千円	雑入	2,505 千円
市債	69,600 千円	土木債	54,000 千円
		衛生債	10,600 千円
		農林水産業債	5,000 千円

歳 出

補助費等	316,047 千円	国県補助金精算等償還金	300,000 千円
		(令和2年度国県補助金の実績額の確定による精算に伴う償還金の追加)	
		学校園指導事業費	10,000 千円
		(小中高等学校における修学旅行の中止に伴うキャンセル料の助成)	

		ブランド化事業費	3,542 千円	(食品安全マネジメント基準の認証取得に必要な規格を満たす製造施設等の新設・改修に係る経費を助成)
		市有財産管理事業費	2,505 千円	(石ヶ谷墓園内での事故に対する賠償金)
物 件 費	175,000 千円	法定予防接種事業費	170,000 千円	(高齢者インフルエンザ予防接種の無料化のための経費)
		災害対策一般事務事業費	5,000 千円	(ハザードマップ改訂業務委託料)
扶 助 費	144,000 千円	新型コロナウイルス感染症対策事業費	144,000 千円	(新型コロナウイルス感染症入院患者医療費の追加)
投資的経費	114,100 千円	大久保駅前東西工区土地区画整理事業費	49,000 千円	(国費追加内示による建物等に係る移転補償費の追加)
		安全・安心な海岸づくり事業費	20,500 千円	(水上オートバイ監視カメラ等設置経費)
		狭あい道路整備事業費	19,000 千円	(当初予算を上回る国費内示による測量・分筆等委託料及び道路改良工事費の追加)
		土地改良事業費	15,000 千円	(清水新池(魚住町清水地区)ため池改修計画策定業務委託料)
		魚住清掃工場解体事業費	10,600 千円	(配水管敷設替えに伴う旧魚住清掃工場稼働時使用の井水送水管の撤去工事負担金)
積 立 金	972,000 千円	財政基金積立金	862,000 千円	(令和2年度決算における実質収支額の1/2の積み立て)
		新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金積立金	110,000 千円	

債務負担行為追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
ハザードマップ改訂事業	18,000	R4
保育所給食調理業務委託	78,100	R4
小学校給食調理業務委託	103,000	R4

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
歩道橋桁製作 ほか工事	工場製作工事一式	橋 長 75.4メートル
	階段桁架設工事一式	有効幅員 3.0メートル

2 請負金額 金 292,050,000円

3 相手方 神戸市中央区中町通2丁目1番18号
大鉄工業株式会社 神戸支店
執行役員支店長 荒谷雅則4 支払条件 令和3年度 金 145,200,000円以内
令和4年度 金 48,400,000円以内
令和5年度 残 額

(参考)

工事期限 令和5年12月22日

1 要 旨

明石市石ヶ谷墓園における負傷事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 2,504,442円
- (2) 相手方 業務委託契約により一般社団法人明石市シルバー人材センターから派遣された者
- (3) 事故の内容 令和2年8月19日明石市大久保町松陰1466番の石ヶ谷墓園のごみ集積所において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が相手方と共同で杭打ち作業を行っていた際、杭の上に置かれた相手方の左手を職員が不注意によりハンマーで打ち、相手方を負傷させたもの。

1 要 旨

明石市立知的障害児通園療育施設及び明石市立ゆりかご園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 明石市立知的障害児通園療育施設

明石市二見町東二見1836番地の1

(2) 明石市立ゆりかご園

明石市大久保町大窪字戌亥谷2752番地

3 指定管理者となる団体

芦屋市楠町16番5号

社会福祉法人 三田谷治療教育院

理事長 堺 執

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 8 2 号
 議案第 9 3 号

令和 2 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、令和 2 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算
 につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 2 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	D	E = C - D
		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
一 般 会 計		147,137,037	145,201,760	1,935,277	211,769	1,723,508
特 別 会 計	葬 祭 事 業	470,970	470,970	0	0	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	28,183,128	28,158,612	24,516	0	24,516
	財 産 区	5,575,891	114,288	5,461,603	0	5,461,603
	石ヶ谷墓園整備事業	377,224	72,806	304,417	0	304,417
	地方卸売市場事業	102,956	102,956	0	0	0
	介護保険事業	24,422,552	23,685,748	736,804	0	736,804
	後期高齢者医療事業	4,273,807	4,265,244	8,562	0	8,562
	病院事業債管理	1,196,668	1,196,668	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	28,064	3,393	24,671	0	24,671
小 計		64,631,259	58,070,685	6,560,574	0	6,560,574
合 計		211,768,296	203,272,445	8,495,851	211,769	8,284,082

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 2 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
		収 入	支 出	差 引		
水 道 事 業	収益的収支	5,891,164	5,520,050	371,114	307,844	603,995
	資本的収支	509,407	1,844,707	△1,335,300		
下 水 道 事 業	収益的収支	9,083,937	8,022,121	1,061,816	1,022,513	2,082,444
	資本的収支	1,095,823	4,689,731	△3,593,908		
合 計	収益的収支	14,975,101	13,542,171	1,432,930	1,330,357	2,686,438
	資本的収支	1,605,230	6,534,438	△4,929,208		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	25.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和2年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第13号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和2年度の決算書等及び令和3年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第14号

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の令和2年度の決算書等及び令和3年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 1 5 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 2 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 2 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 1 6 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 2（2020）事業年度に係る
業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の
規定に基づき報告するもの。